ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.6/2569

เรื่อง การขอรับรองการลงทุนภายใต้มาตรการสนับสนุนการเปลี่ยนผ่านไปสู่อุตสาหกรรมยานยนต์ไฟฟ้าสำหรับรถยนต์ไฮบริด (HEV) และรถยนต์ไมล์ดไฮบริด (MHEV)

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 6/2569 号

件名：ハイブリッド車（HEV）およびマイルドハイブリッド車（MHEV）向け電気自動車産業への移行支援措置に基づく投資認証申請

仏暦 2568 年（2025 年）4 月 8 日の閣議決定において、仏暦 2568 年（2025 年）物品税率表に関する省令（第 46 号）に基づく物品税率を通じた電気自動車産業への移行支援措置が承認され、その後、物品税局は、仏暦 2568 年 12 月 30 日付物品税局告示「燃料および電力を使用する混合型省エネルギー車（Hybrid Electric Vehicle）である乗車定員 10 人以下の乗用車または乗用旅客車に係る基準および条件の設定」ならびに「自動車の駆動を補助するために燃料および低電圧電力を使用する混合型省エネルギー車（Ｍｉｌｄ Hybrid Electric Vehicle）である乗車定員 10 人以下の乗用車または乗用旅客車に係る基準および条件の設定」を発布した。

これらにおいて、納税義務者は、電気自動車産業への移行支援措置に基づく投資認証書を投資委員会事務局から取得して提出しなければならない旨が定められているが、当該認証書は、タイ国内における自動車産業事業者および/ または自動車事業者の関連会社による実投資があることを認証するものであり、あらゆる種類の自動車および自動車部品の製造または組立を支援するための各種投資額を算入するものとされている。

HEV および MHEV について、電気自動車産業への移行を支援する特別措置に基づく実投資額の算定基準を明確にするため、

投資委員会事務局は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 13 条の権限に基づき、また、仏暦 2568 年（2025 年）4 月 8 日の閣議決定および仏暦 2567 年（2024 年）12 月 4 日の電気自動車委員会（EV 委員会）第 1/2567 回会議の決議を踏まえ、以下のとおり布告する。

第 1 項　関連会社該当性の判断方針

タイ国内に所在し、自動車事業者と同一のグループに属する法人による投資については、自動車の製造および組立事業者、自動車部品製造事業者、ならびにタイ国内における自動車の製造および組立を支援する事業者を含め、歳入法典第 39 条の定義を用いて関連会社該当性を判断するものとする。同条において定められる「同一のグループに属する会社または法人格を有するパートナーシップ」とは、2 以上の会社または法人格を有するパートナーシップであって、以下のいずれかの関係を有するものをいう。

1.1　一方の法人における株主またはパートナーの過半数が、他方の法人における株主またはパートナーの過半数を占めること

1.2　一方の法人において総資本の 50%を超える価額の株式または持分を有する株主またはパートナーが、他方の法人においても総資本の５０％を超える価額の株式または持分を有すること

1.3　一方の法人が、他方の法人において総資本の 50%を超える株式または持分を有すること

1.4　一方の法人における取締役または経営権を有するパートナーの過半数が、他方の法人においても取締役または経営権を有するパートナーであること

さらに、自動車事業者と同一の企業グループ（Group of Companies）に属するタイ国内の法人による投資も含むものとする。これには、自動車の製造および組立事業者、自動車部品製造事業者、ならびにタイ国内における自動車の製造および組立を支援する事業者であって、企業グループの最上位親会社（The Ultimate Parent of the Group)、親会社（Parent Company)、グループ内のいずれかの会社が直接および間接に50%を超える株式を保有する子会社（Subsidiary Company)、ならびにグループ内のいずれかの会社が直接および間接に25%から50%までの株式を保有する関連会社（Associate Company）の関係を有するものを含む。

第 2 項　実投資額の算定方針

2.1　実投資額とは、土地代および運転資金を除く、実際に発生した投資額をいい、現金基準により価額を算定する。

2.2　実投資額の算定は、投資奨励を受けたプロジェクトの操業開始確認段階における投資額の算定方針と同一の方針である、仏暦 2545 年（2002 年）1 月 28 日付投資委員会事務局布告第 Por. 1/2545 号およびその改定増補に基づくものとする。

2.3　投資額の確認に用いる証憑は、会計および税務上の証憑とし、税務インボイス、領収書、請求書または受払伝票に添付された送金証憑など、会計基準および歳入法典に基づく会計処理のために備え置くべきものを用いなければならない。

第 3 項　投資認証申請

3.1　HEV の場合、投資額の確認に用いる証憑を、仏暦 2571 年（2028 年）6 月までに提出しなければならない。

3.2　MHEV の場合、投資額の確認に用いる証憑を、仏暦 2570 年（2027 年）6 月まで、および仏暦 2572 年（2029 年）6 月までに、それぞれ提出しなければならない。

第 4 項　HEV および MHEV について電気自動車産業への移行を支援する特別措置における投資条件に基づく投資額および費用の種類

本措置における投資条件に基づく投資額/ 費用項目の決定にあたっては、投資奨励を受けたプロジェクトの投資額算定に関する投資委員会布告、投資委員会事務局布告および関連する各種説明に記載された各種投資額および費用項目の算入方針を用いるものとし、以下のとおりとする。

4.1　タイ国内における自動車事業者および/ または自動車事業者の関連会社の実投資については、各種自動車および自動車部品の製造/ 組立を支援するための各種投資額を算入するものとし、以下を含む。

4.1.1　製造/組立ラインにおける機械、設備、金型、治具およびその他の工具への投資。自社の自動車組立工場に納入する自動車部品を製造するために、部品メーカー（Suppliers）に提供するものを含む。

4.1.2　投資委員会事務局が承認する以下の関連費用

(1)　自動車技術の研究開発に係る費用

(2)　自動車分野における人材またはローカルサプライヤーの育成に係る費用

(3)　機械または設備と連携して作動し、指示および作動制御を行う必要があるソフトウェア、プログラムまたは情報システム、製造システムを支援するものおよび組織管理に用いるものなど、組織管理または製造にデジタル技術を導入するための費用

4.1.3　建設費。工場建物の改修費を含む。

4.2　4.1 に基づく各投資額/費用項目の意味/範囲は、以下のとおりとする。

投資額/費用	意味/範囲
建設費	1. 自社で建設する場合：事務所、工場、インフラ施設および各種付帯施設の建設費をいい、増築または改修費も含む。 2. 建物を購入する場合または既存建物を使用する場合：売買契約に基づく価額または直前会計期間の帳簿上の正味価額を用いる。 3. 建物または工場を賃借する場合：賃貸借契約に基づく賃料を用いる。ただし、賃貸借期間が 3 年を超え、かつ土地事務所において登記されていなければならない。

投資額/費用	意味/範囲
機械費、設置費、試運転費	1. 機械を購入する場合：機械の購入費用をいい、設置費、試運転費、ならびに技術者費、設計費などの機械の原価に含まれる技術費用を含む。なお、ソフトウェア事業および電子商取引事業については、コンピューターおよびプログラムの費用も含む。 2. 割賦購入またはリースの場合：割賦購入契約またはリース契約に基づく価額を用いる。 3. 機械を賃借する場合：賃貸借契約に基づく価額を用いる。ただし、賃貸借契約の期間が 1 年を超えていなければならない。 4. 関連会社が対価を受けずに提供する機械の場合：機械を提供する会社の帳簿上の価額を用い、為替レートは申請書提出日のレートを用いる。 5. 機械を抵当に供する場合：帳簿上の取得原価を用いる。
部品、設備、工具、器具、プレハブ工場構造	1. 部品（Part and Component）とは、機械を構成する各種部品およびスペアパーツをいい、そのいずれかの部品を分離した場合に当該機械が作動不能となるものをいう。 2. 設備（Accessory）とは、機械が目的どおりに作動するために機械に取り付けられる部品であって、これを欠いても機械自体は作動するが、目的どおりには作動しないものをいう。これには、金型、および金型または原型（Master Mould）と同様の機能を有する設備、型および治具（Jig and Fixture）であって、大量生産に用いられるものを含む。 3. 工具（Tool）とは、単独で使用されるもの、または機械と併用されるものをいう。 4. 器具（Implement）とは、生産工程を支援し、効率化を図るために用いられるものをいう。 5. プレハブ工場構造（Pre-Fabricated Factory Structure）とは、取り外して、工場として設置または組み立てることができるプレハブ工場構造をいう。
技術およびイノベーション研究開発に係る投資または費用（自社で実施する場合、国内の他社に委託する場合、または海外の	1. 提案された研究開発プロジェクトに従って業務を行うために雇用される研究者、研究補助者、技術者、研究所の分析担当者、当該プロジェクトに常駐する関連専門分野の学術担当者およびその他の人員の賃金または給与をいう。また、資格または知識が低い者であっても、提案された研究開発プロジェクトに関連する専門分野に従って業務を行うために訓練を受けた者の賃金または給与を含む。なお、賃金または給与には、歳入法典第 40 条（1）に基づく福利厚生を含む。

投資額/費用	意味/範囲
機関との共同で研究開発を行う場合)	2. 研究開発プロジェクトを実施するためのコンサルタントの委託費用、または特定分野の専門家サービスの利用費用。ただし、工具または設備のデモンストレーションは含まない。 3. 研究開発プロジェクトの実施に専ら使用する工具または設備の購入・調達費用。ただし、通常業務に常時使用する工具または設備は含まない。 4. 研究開発プロジェクトに用いる工具または設備の改修または修繕費、校正費、および工学業務に起因する費用。例えば、実験または試験に用いるための工具または設備の改造等。 5. 研究所として使用する建物の建設費、改修費または修繕費 6. サンプルまたは試作品の分析・試験に係る費用の研究所利用費 7. 研究開発に必要な原材料または必需材料費 8. 研究開発プロジェクトに直接関係するタイ人材向けの研修費またはセミナー費。ただし、研究開発実施者の組織外で国内または国外の研修またはセミナーに派遣する場合に限る。これには、当該研修またはセミナーへの参加に係る旅費を含む。航空機を利用する場合は、実際の移動に係るエコノミークラスの航空券代に限り算入する。なお、研修またはセミナーにおける人材の手当、食費および宿泊費は含まない。 9. 国内において他者に研究開発を委託する費用。ただし、研究開発の受託者は、歳入局長告示「技術およびイノベーションの研究開発受託者名簿」に基づき、技術研究開発の実施者として承認された名簿に掲載されている者でなければならない。 10. タイ国内に所在する関連会社に国内で研究開発を委託する費用。この場合、当該会社は、商務省事業開発局に登録された目的において、研究開発に関連する事業を営む旨が記載されている会社でなければならない。 11. 研究開発に用いる知的財産権の購入費または使用許諾料 12. 研究開発成果について、国内および国外で知的財産権の保護を申請する手続に係る費用。ただし、知的財産権の保護を更新するためのコンサルタント費用および年次手数料は含まない。 13. プロジェクトに基づく研究開発に関連するその他の直接費であって、上記費用区分に分類できないものは、以下のとおりとする。 13.1 特許検索費、研究誌購読料、研究データベース利用料等の研究のための情報取得費

投資額/費用	意味/範囲
	13.2 独立専門職への報酬（コンサルティングまたは設計図への署名による認証の場合は、当該者の所得税納付証憑を添付すること） 13.3 ソフトウェア使用許諾料 13.4 ソフトウェアの追加機能（Premium Support）費用 13.5 実験、実地試験、サンプル採取および実験データ収集に係る外部労務費 13.6 研究開発プロジェクトの実施に用いる情報とするための、市場調査および経済調査の委託費 13.7 試験区画、試験用温室および試験室の賃借料 14. 海外の機関と共同で研究開発を行う場合 14.1 定められた研究開発の範囲内でなければならず、かつ研究開発プロジェクトには国内で実施される部分もなければならない。 14.2 被奨励者に発生した費用のみを算入する。 14.3 海外における研究開発プロジェクトに従事するタイ人材が、当該プロジェクトの総人員数の 50%以上でなければならない。
国内で開発された技術の使用許諾料	技術に係る権利を許諾する契約または技術移転のために締結された契約から生じる使用許諾料であって、タイ国籍の自然人またはタイ国籍者が登録資本金の 51%以上を保有する法人、ならびに知的財産に関する法律に基づき認証を受けた政府機関による研究開発成果を対象とするものをいう。例えば、特許、著作権、営業秘密、商標、植物品種保護、地理的表示等が含まれ、商業生産に用いるため、またはさらなる開発を行ったうえで商業生産に用いるためのものをいう。
製品および包装設計に係る投資または費用（自社で実施する場合、または国内の他社に委託する場合）	1. 目的とする効用に対応した製品または包装の形態を創出するものでなければならない。工程の計画、構成要素の選定および各要素の配置を通じて、秩序および美観を備えさせるものとし、新たな創造および既存のものの改良により、異なる特性および新たな効用を生じさせるものを含む。この場合、主たる工程（Design Process）は以下のとおりである。 1.1 市場調査、消費者調査、設計に関する調査、実現可能性調査または体系的な情報分析に基づくコンセプトの創出。 1.2 製品または包装に求められる特性、事業目標と設計目的との均衡および連関を考慮した、設計要件としての定義および課題設定。 1.3 デザインおよび試作品の開発、設計の実施ならびに特性試験。 1.4 設計成果物の納品および製品または包装として製造工程に入る前の準備。

投資額/費用	意味/範囲
	2. デザイナーの賃金または給与。設計支援業務に従事する人員を含む。 3. 外部デザイナーの委託費用。当該外部デザイナーは、タイ国籍の自然人またはタイ国籍者が登録資本金の 51%以上を保有する法人でなければならない。 4. 設計に関連するコンサルタントまたは専門家の委託費用 5. 設計のための情報取得費。例えば、データベース、設計関連書籍の購入費等 6. 設計のための情報取得を目的とする調査費または調査委託費 7. 設計に用いる工具または設備費 8. 設計に用いる原材料または必需材料費 9. 設計の検討に用いる製品サンプル費。適切な数量に限る。 10. 試作品（Prototype）の開発費。試作品開発に係る労務費を含む。 11. 設計に関連するテーマの研修費またはセミナー費。例えば、設計に関する新たな知識、デザインマネジメント（Design Management）等。ただし、設計実施者の組織外で国内または国外の研修またはセミナーに派遣する場合に限る。これには、当該研修またはセミナーへの参加に係る旅費を含む。航空機を利用する場合は、実際の移動に係るエコノミークラスの航空券代に限り算入する。なお、研修またはセミナーにおける人員の手当、食費および宿泊費は含まない。 12. 設計成果について、国内および国外で知的財産権の保護を申請する手続に係る費用。ただし、知的財産権の保護を更新するためのコンサルタント費用および年次手数料は含まない。 13. 原材料、材料および製品の特性を研究所および実地で試験する費用。これには、研究所利用費、実験費用、実地試験、サンプル採取および実験データ収集を含む。
高度技術研修（Advanced Technology Training）による人材開発に係る投資または費用（社内で実施する場合、またはタイ国籍者が登録資本金	1. 高度技術研修（Advanced Technology Training）の場合、以下のいずれかの方針に従わなければならない。 1.1 会社および/またはローカルサプライヤーの事業における技術およびイノベーションの開発に直接関係する研修でなければならない。これには、タイ人材に対し、ビッグデータ分析（Big Data Analysis）、人工知能（Artificial Intelligence）等のより高度な専門技能を習得させるための研修を含む。ただし、通常業務を遂行できるようにするための研修ではないものとする。 1.2 タイ人材への技術知識の移転を促進することを目的とし、か

投資額/費用	意味/範囲
の51%以上を保有する国内の原材料または部品メーカーである事業者（Local Supplier）の能力開発を行う場合）	つ、得られる知識が、会社および/またはローカルサプライヤーの事業運営に係る特定の状況において新規性を有するものでなければならない。 1.3 各産業における研究開発の実施または製品品質の向上のため、タイ人材またはタイ事業者に対して、特定分野の技術能力を開発することを目的としなければならない。なお、タイ人材の研修のために実際に発生した投資額または費用については、社内研修または社外研修への派遣のいずれであるか、国内または国外のいずれであるかを問わず、当該研修への参加に係る旅費（航空券についてはエコノミークラスに限る）を含む。ただし、研修における人材の手当、食費および宿泊費は含まない。 2. ローカルサプライヤーに対する技術支援（Technical Assistance）の場合、製品または製造工程の開発もしくは改善、生産効率の向上、製品標準の向上、研究開発のための研究所の設置、品質管理および製品品質の分析・試験、ならびに技術情報の提供または技術的問題の解決でなければならない。 2.1 技術コンサルティング費用 2.2 コンサルタント、専門家、技術担当者等の技術人材の支援に係る費用 2.3 製品標準の向上に係る費用 2.4 国内の原材料または部品メーカーの技能および技術の開発に資するため、工具、設備、原材料または部品を提供するための費用
科学技術分野で在学中の学生に対し、技能、技術およびイノベーションを向上させるための研修または実務訓練を実施する人材開発に係る投資または費用	協同教育および就業統合型教育（Cooperative and Work Integrated Education：CWIE）課程、デュアル職業教育プロジェクト、協同教育プロジェクト、またはこれらに類するプロジェクトにおける研修または実務訓練の実施。
機械および自動化システムの変更、デジタル技術の利用、ならびに効率	1. 機械の変更に対応するための建物の建設費または改修費 2. 機械および設備費。自動化システム（Automation System）および自動化システムでないもののいずれも含む。この場合、工学設計費、輸送費、設置費、試運転費等の機械が使用可能な状態になるまでに発

投資額/費用	意味/範囲
改善および/または産業高度化のためのインダストリー4.0 への高度化に係る投資または費用	生する当該機械に関する各種費用を一般に認められた会計原則に従い含めるものとする。ただし、機械の保守サービス費は含まない。なお、機械費には、1 年を超える賃貸借契約に基づく賃借料を含む。 3. ソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用に係る投資額または費用。新規に開発または改修を委託する場合、および市販の既製ソフトウェアのいずれも含み、設置費、試験費、ソフトウェア保守サービス費（Maintenance Service Agreement：MA）ならびにソフトウェアの使用料またはサブスクリプション料（Subscription）を含む。これらは、以下の場合に使用するものとする。 3.1 製造システム、製造計画、指示および作動制御を支援するため、機械または設備と連携して作動する場合 3.2 人工知能（Artificial Intelligence または AI)、機械学習（Machine Learning)、ビッグデータ（Big Data）の活用またはデータ分析（Data Analytics）を適用する場合 3.3 組織管理、組織内の体系的な連携（Integrated）および/または組織外との一部連携（Connected)、もしくは組織内外の双方との連携、および/または会社のシステムと政府オンラインシステムとのデータ連携に用いる場合。例えば、National E-payment システムとの連携等により、製造またはサービス提供の効率を向上させる場合 4. クラウドまたはデータセンターの賃借/利用サービス費。国外の場合および国内に設備を設置してサービスを提供する場合のいずれも含み、1 年以上の賃借証憑を有していなければならない。この場合、ソフトウェアの開発者または改修者に対してクラウドまたはデータセンターの賃借/利用サービス費を支払う場合を含む。
省エネルギー、再生可能エネルギーの使用または環境への影響の低減に係る投資または費用	1. 省エネルギー、事業における再生可能エネルギーの導入、または環境への影響の低減のための機械改修投資でなければならず、次のいずれかを実施するものとする。 1.1 エネルギー使用量を低減させるため、機械を先進的な技術へ改修する投資 1.2 再生可能エネルギーを事業に導入するための投資を含む機械改修投資 1.3 廃棄物、排水または汚染大気の量を低減など、環境への影響を低減するための機械改修投資 1.4 温室効果ガス排出量を低減するための環境への影響を低減する機械改修投資

投資額/費用	意味/範囲
	2. 建物費とは、機械改修に対応するための建物の建設または改修を意味する。ただし、建物賃借料は含まない。 3. 機械費とは、効率改善に使用する機械および設備の費用を意味する。この場合、工学設計費、輸送費、設置費、試運転費等の機械が使用可能な状態になるまでに発生する当該機械に関する各種費用を一般に認められた会計原則に従い含めるものとする。ただし、機械保守サービス費用は含まない。なお、機械費には、1 年を超える賃貸借契約に基づく新規機械の賃借料を含む。 4. 温室効果ガス評価費用。ただし、温室効果ガス排出量を低減する場合に限る。
自動車産業および/または自動車部品産業の高度化に係る投資または費用	1. 自動車部品産業の場合、自動車部品産業の高度化および/または新産業への移行のための投資でなければならない。例えば、製造効率を改善するための機械の変更、新産業における基準認証の取得、産業高度化に関連する技術または課程に関する人材研修等を含む。 2. 自動車産業の場合、製造効率を改善するために自動化システムまたはロボット（Automation & Robotic）を導入するとともに、クリーン、省エネルギー、安全、スマートモビリティその他適切な方向性を有する技術を用いた自動車製品の開発を行うための投資でなければならない。この場合、投資額または費用の項目は以下のとおりとする。 2.1 機械および設備に係る投資額または費用 2.2 機械または設備と連携して作動し、指示および作動制御を行うため、ならびに製造システムを支援するために用いるソフトウェア、プログラムまたは情報システムに係る投資額または費用 2.3 人工知能（Artificial Intelligence または AI)、機械学習（Machine Learning)、ビッグデータ（Big Data）の活用またはデータ分析（Data Analytics）の適用に係る投資額または費用 2.4 組織管理に用いるソフトウェア、プログラムまたは情報システムに係る投資額または費用 2.5 クラウドまたはデータセンターの賃借／利用サービス費。国外の場合および国内に設備を設置してサービスを提供する場合のいずれも含み、ソフトウェアの開発者または改修者に対してクラウドまたはデータセンターの賃借/利用サービス費を支払う場合を含む。なお、1 年以上の賃借証憑を有していなければならない。 2.6 基準認証のための審査費用等（自動車部品産業の場合）の新産業における基準認証に関連する費用

投資額/費用	意味/範囲
	2.7 製造の高度化または新産業への移行のためのコンサルタント委託費（自動車部品産業の場合） 2.8 産業高度化に関連する技術または課程に関する人材研修費（自動車部品産業の場合）

発布日　仏暦 2569 年（2026 年）5 月 1 日

ナリット・テートサティーラサック
（ナリット・テートサティーラサック）
投資委員会長官